

一般社団法人岐阜県観光連盟推奨観光旅館規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岐阜県観光連盟（以下「観光連盟」という。）が観光旅館の資質向上と、観光旅館業界の育成をはかり、もつて観光事業の推進に協力することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、観光旅館とは、観光旅行者に対して快適な宿を提供する旅館で第9条に定める要件を具備しているものをいう。

(申請者の資格)

第3条 観光旅館の推奨の申請をすることができるものは、観光連盟会員であつて、かつ、次の各号に適合しているもので、観光旅館を経営しているものとする。

- (1) 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合に加入していること。
- (2) 岐阜県防犯協会等に加入していること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条の規定による営業許可を受けていること。若しくは、非適用の営業形態のものにあつては、同法令に抵触する営業（類似行為を含む）をしない旨の宣誓ができること。

(推奨の申請)

第4条 観光旅館の推奨の申請をしようとするものは、観光連盟推奨旅館審査申請書（以下「申請書」という。）（別記第1号様式）に審査料18,060円を添えて観光連盟会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。ただし、再審査の審査料は3,250円とする。

なお、第8条に規定する審査会開催までに審査料の納付がない場合は、申請はなかつたものとして取り扱うものとする。

(観光旅館の推奨)

第5条 会長は、観光旅館の推奨をしようとする場合は、第8条に規定する審査会に合格した観光旅館について推奨するものとする。

(推奨状の交付)

第6条 会長は、前条の規定により推奨を決定したものについては、推奨状（別記第2号様式）を交付する。

- 2 推奨状の有効期間は、推奨状の交付の日から起算して3年間とする。
- 3 前項の期間満了後も引き続き推奨を受けようとする者は、第4条による申請書を提出し、推奨状の交付を受けなければならない。

(標識の交付)

第7条 会長は、観光旅館として推奨状の交付を受けた者に対し、第6条第2項に規定する推奨状の有効期間に限り、「一般社団法人岐阜県観光連盟推奨観光旅館標識」(以下「標識」という。)を交付するものとする。

- 2 標識の交付を受けた者は、これを店舗その他観光客に見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 標識の交付を受けた者は、推奨状の有効期間を経過したとき、および第10条の規定により推奨を取り消されたときは、当該標識を会長に返還しなければならない。

(審査会)

第8条 観光連盟に観光旅館の推奨に関し、調査審議するため、一般社団法人岐阜県観光連盟推奨観光旅館審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会の委員は、10人以内とし、会長が委嘱する。
- 3 審査会は、会長が招集する。
- 4 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 審査会に委員長を置き、委員のうちから互選する。
- 6 会長が必要と認める場合は、上記によらず書面をもって審査会に代えることができる。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。

(推奨の基準)

第9条 観光旅館の推奨は、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 経営者は社会的信望が厚く、観光事業及び旅館業界の育成発展に理解と熱意を持ち旅行客に快適な旅行を提供し、健全な旅行を寄与しようとする熱意を持つ人であること。
- (2) 旅館従業員の接客態度が親切丁寧であり、かつ、接客従業員の数は概ね客室5部屋につき1人以上であること。ただし、食堂において食事を提供することを建前とする場合又はホテル方式を建前とする場合は、基本的サービスを提供し得る接客従業員を配置するものとする。
- (3) 宿泊料金、食事料金及びサービス料金等が玄関のフロント、客室、又はホームページに公示してあり、かつ、それが良心的内容、表現のものであること。
- (4) 客室の数は旅館業法に定める基準を満たしていることとし、かつ、そのうち3分の2以上は、和室の場合は6畳以上、洋室の場合は9平方メートル以上の広さであること。また、快適な宿泊を提供するために、客室定員は、原則として和室については2畳につき1人、洋室について

- は、4.5 平方メートルにつき 1 人を基準にすること。
- (5) 客室は、次の条件を満たすものであること。
 - ア 補修が行き届き、つねに清掃され清潔であること。
 - イ 電話又はベルがあること。
 - ウ 冷房設備及び暖房設備があること。ただし、季節的に営業するため、又は当該地域が冷涼若しくは温暖であるため、その必要がないと認められるものについてはこの限りではない。
 - エ 調度品が整っていること。
 - オ 採光、換気が十分であること。
 - (6) 貴重品の預かり施設があること。ただし、フロントでの預かりが可能であること。
 - (7) 共同洗面所には、定員 5 人につき 1 個以上の水栓があり、かつ、鏡がついていること。ただし、客室に洗面所が設備してある場合にはこの基準を緩和することができる。
 - (8) 共同浴室は常に清潔であること。また、洗い場の給水（湯）栓の数と面積、及び共同浴槽の内面積は、「旅館業における衛生管理要領（平成 12 年 12 月 15 日付け厚生省生活衛生局長通知）」に規定する数と面積を概ね満たすものであること。
 - (9) 厨房は、食品衛生監視員による採点合計が 80 点以上であること。
 - (10) 消防用設備等については、消防関係法令に定める基準に適合していること。
 - (11) 施設の規模に応じた旅館賠償責任保険に加入する等、万一の事故の場合に十分補償できる体制を整えること。
 - (12) 必要な駐車場が確保されていること。
 - (13) その他会長が必要と認める事項。

（推奨の取り消し）

第 10 条 会長は、推奨をうけた観光旅館が、次の各号の一に該当する場合は審査会の意見を聞き推奨を取消することができる。

- (1) 信用失墜の行為があったとき。
 - (2) 前条の要件を欠くに至ったとき。
- 2 会長は、推奨を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、推奨を取消することができる。
- (1) 観光旅館の経営を中止したとき。
 - (2) この規程に違反したとき。
 - (3) 観光連盟会員でなくなったとき。

付 則

この規程は、昭和 43 年 2 月 26 日から施行する。

2 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定の制定前に交付された推奨状

の有効期間は、従前の有効期間とする。

付 則

この規程は、昭和45年3月20日から施行する

付 則

この規程は、昭和49年5月24日から施行する

付 則

この規程は、昭和62年6月4日から施行する。

2 現に推奨を受けている推奨旅館の継続審査に当たっては、当分の間、なお従前の例による。

付 則

この規程は、平成元年5月30日から施行する。

付 則

この規程は、平成7年5月24日から施行する。

付 則

この規程は、平成10年5月26日から施行する。

付 則

この規程は、平成14年1月25日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年12月10日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年12月15日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年3月27日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年3月27日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年2月2日から施行する。

付 則
この規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

付 則
この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。